

学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月 1 日

可児市立桜ヶ丘小学校

学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止等の対策の基本的な方向 1

- 1 学校いじめの防止基本方針の策定について
 - 学校いじめ防止基本方針に定める事項
- 2 いじめ防止等の対策の基本理念

II いじめの防止からケアまでの具体的な内容 2

- 1 いじめの防止にむけた学校の取組（自己有用感や自己肯定感を育む）
 - (1) 児童の自主的・自発的活動
 - (2) 態度・能力の育成
 - (3) ネット上のいじめへの対応
 - (4) わかる授業づくり
 - (5) いじめ防止に関わる年間計画
- 2 いじめの早期発見に関わる学校の取組
 - (1) 通報及び相談を受け付けるための体制の整備
 - (2) 学校相互間の連携協力体制
- 3 学校におけるいじめへの対処
 - (1) 問題解決に向けた取組
 - (2) インターネットを通じて行われるいじめへの対処
 - (3) 重大事態への対処(調査・措置)
- 4 いじめの「解消」と当事者へのケア（見守り）
 - (1) 継続的な指導
 - (2) いじめの「解消」の目安
 - (3) 継続的な見守り

III その他の対策の具体的な内容 7

- 1 いじめに対する学校の『いじめ未然防止・対策委員会』の設置と取組
- 2 学校評価
- 3 地域や家庭との連携
- 4 基本方針の検証及び見直し

I いじめ防止等の対策の基本的な方向

1 学校いじめ防止基本方針の策定について

法第13条（学校いじめ防止基本方針）の規定に基づき、文部科学大臣の「いじめの防止等のための基本的な方針」「可児市いじめ防止基本方針（改定 平成30年3月26日）」を参酌し、学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。（法とは、「いじめ防止対策推進法」）

○ 学校いじめ防止基本方針に定める事項

本校ではすべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである」との認識に立ち、「児童が安心して学習その他の活動に取り組む」ことができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致団結体制を確立し、教育委員会や関係諸機関とも適切に連携の上、本校の実情に応じた対策を推進する。

2 いじめ防止等の対策の基本理念

（1）基本理念（条例第3条）

- ①市、市立学校、その他の学校、保護者、市民、事業者及び関係機関等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を実現するため、それぞれの責務を自覚し、主体的かつ相互に連携して、いじめの防止に取り組まなければなりません。
- ②子どもは、人との豊かな人間関係を築き、互いに相手を尊重しなければなりません。

（2）基本姿勢

- ① いじめられた子どももいじめた子どもも、そして周りにいた子どもたちも、どの子どもも未来の可能性を持つ大切な可児市の子どもです。いじめに関わったすべての子どもたちをケアし、成長を支援します。
- ②いじめがあることは誰よりも子どもたち自身が知っており、子どもたちにはいじめを止めさせる力があります。そのことを可児市中の大人が見守り、応援しているというメッセージを、子どもたちに届け続けます。
- ③いじめ問題への対応を契機として子育て環境の課題を探り、市民を含め市全体で子どもが健やかに成長する環境をつくります。

（3）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法：第2条）

Ⅱ いじめの防止からケアまでの具体的な内容

1 いじめの防止にむけた学校の取組（自己有用感や自己肯定感を育む）

全職員による児童へのポジティブな支援（肯定的積極的な支援）を推進し、児童の居場所づくりと自己有用感の醸成に努める。また、職員間の協働性を高め、指導観と児童に関する情報の共有を推進し、指導に生かす。

全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があると考え、全員を対象としたいじめの未然防止に向けて、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。児童自らがいじめ防止に係る自主的・自発的活動を進める。また、わかる授業づくり、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりを工夫することにより、学校生活を楽しいものにする。

（1）児童自らがいじめについて学び、自主的・自発的に取り組む

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。

① 児童会・委員会による呼びかけ等の活動

- ・執行部、生活委員会による「あいさつ運動」（感染症の感染拡大防止策を講じる）「ふわふわ言葉を広げる活動」
- ・小学校児童会と中学校生徒会で、共通の「あいさつ運動」の取り組みを行う。

② 「いじめ防止パンフレット」を活用した授業によるいじめについての理解

（2）いじめに向かわない態度・能力の育成

「学校いじめ防止プログラム」として、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により児童の社会性を育む。体験の中で、お互いの気持ちや立場を共感的に理解し、認め合う態度を養う。

① 「特別の教科 道徳」を要とする教育活動全体を通じた道徳教育の推進

- ・「特別の教科 道徳」における、事象を自分事として捉えた「考える道徳」の推進
- ・ボランティアや関わり合いを大切にした体験活動の推進
- ・規範意識、思いやりの心の育成
- ・「よいこと見つけ」などの相互理解を深めたり、互いに尊重しあったりする関係づくり

② 本校の地域性や実態に応じた体験活動の推進

- ・地域の方と一緒に働く「花いっぱい運動」への参加
- ・異学年との交流（幼保・中学との連携）
- ・地域の方とふれあい学ぶ機会の充実

③ 人権感覚、人権に対する意識を高める「桜ヶ丘小人権週間」「ひびきあい集会」の活動の充実

- ・自分たちの実態をとらえた問題解決及び生活向上のための学級の取組
- ・全校が仲よくなれるようにするための児童会の取組
- ・人権に関わる話を聞く機会の設定。
- ・児童と教職員がいっしょに考える「ひびきあい集会」

（3）インターネット、ゲーム機、携帯電話及びスマートフォン、タブレット端末等の使い方に関する情報モラル研修の実施

インターネットを通じて行われるいじめを防ぎ、効果的に対処できるよう必要な啓発活動を実施。

- ① 児童に対する情報モラルの指導を実施
- ② 教職員に対する校内研修
- ③ 通信等による保護者への啓発

(4) 一人一人が参加し活躍できる、わかる授業づくり

授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい
わかりやすい授業づくりをする。

- ① 児童の学習の困り感に応じた指導
- ② お互いの考えを認め合う人間関係のある学習集団づくり
- ③ 落ち着いて学習に臨める授業規律づくり

(5) いじめ防止・早期発見・ケアに関わる年間計画

		いじめの防止に関わる取組			早期発見・ケア	
学期	月	児童の活動	職員	授業 体験活動等	アンケート 教育相談	保護者
	4	あいさつ運動 分団会	校内研修（いじめ） 児童の情報交流			参観日
	5	あいさつ運動	いじめ対策委員会	特別活動（いじめ について）	QU アンケート	個人懇談
	6	あいさつ運動	QU研修会		心のアンケー ト・教育相談	
	7	あいさつ運動				
	8		いじめ対策委員会 校内研修			
	9	あいさつ運動	取組評価			個人懇談
後期	10	あいさつ運動 分団会 あったかい言葉がけ運 動	いじめ対策委員会		QU アンケート	
	11	あいさつ運動 桜ヶ丘小人権週間 ひびきあい集会	QU研修会	特別活動（人権）	心のアンケー ト・教育相談	ふるさと教育 参観日
	12	あいさつ運動 桜ヶ丘小人権週間	取組評価 いじめ対策委員会	道徳		保護者アンケ ート
	1	あいさつ運動				
	2	あいさつ運動	いじめ対策委員会 ↓		教育相談 いじめアンケ ート	
	3	あいさつ運動 分団会	取組評価 小中交流会		教育相談	

2 いじめの早期発見に関わる学校の取組

(1) 通報及び相談を受付けるための体制の整備

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知できるように努める。そのため、「いじめ対応フロー図」を元に行動し、日ごろからの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員が児童の情報交流をし、情報を共有する。

また、児童がいじめを訴えやすい学校風土をつくるために、いじめを受けたり見たりした児童が教職員にそのことを訴えることは、当該児童の権利を守るためにとても大切なことであり、その訴えに対して教職員が全力で対応することを教える。併せて訴えやすい体制を整えるため、定期的なアンケート調査や教育相談等を実施する。

① いじめを早期発見するためのチェック（観察法）

職員研修の実施により、職員が早期にいじめを認知できるようにする。

県教育委員会の教師向け指導資料やチェックリストの活用。職員研修の実施。

気になる事案が発生した場合、個で判断せず、学年主任や管理職に報告をする。毎週の打合せは、情報交換の場とする。

② アンケート等による定期的な調査（調査法）

QU アンケート、心のアンケート等の実施。

毎月実施する「不登校調査」により、いじめ問題が潜在していないか確認する。

※ アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。

③ 教育相談の実施（面談法）

児童・保護者が担任、関係職員（スクールカウンセラー、相談担当）等と相談する時間・場の確保。

④ 情報収集の工夫

アンケート、生活ノートなどによる情報収集

毎週行う職員打合せでの児童の情報交流

⑤ いじめの実態把握、取組状況の把握

生徒指導主事を中心としていじめの事案について具体的な事実を把握する。学期ごとの問題行動調査による報告を行い、教育委員会と情報共有する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背後にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

⑥ 特にいじめが把握しづらい場面の対応

小学校の集団登下校では、地域の市民や安全サポーターからの情報を大切にすることと、通学班の児童間にトラブルが多くないか、強い力関係が生じていないかに注目する。毎週の分団下校の時に、分団担当が確認をする。

休み時間の活動では、教職員は児童の遊びを把握することに努め、特定の児童が疎外されていることはないかを複数の教職員が目視観察する。

(2) 学校相互間の連携協力体制

いじめを受けた児童といじめを行った児童が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校が関

係する児童または保護者に対する指導・助言を適切に行うことができるように学校相互間の連携協力体制を整備する。

- ① 校長会、教頭会、教務主任会等での情報共有
- ② 生徒指導主事会、教育相談部会等での情報共有
 - ア 市教委との連携で、学校間の情報の交流・把握
 - イ 幼小中高生徒指導連絡協議会で、県立私立校も含めた情報の交流・把握
- ③ いじめ問題対策連絡協議会での情報共有

3 学校におけるいじめへの対処

(1) 問題の解決に向けた取組

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた児童を守り通すとともに問題の解決にあたる。いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、いじめの行為について毅然とした態度で指導する。また、いじめを起こした背景にも配慮し、いじめた児童の継続的な支援にあたる。

① 組織的対応 『いじめ未然防止・対策委員会』の設置

いじめの防止等に関する対処を実効的に行うため、法第 22 条に基づき、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者、その他関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織（以下「いじめ対策委員会」という。）を設置する。

いじめを発見し、または通報を受けた教職員は、直ちに「いじめ対策委員会」にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。

② 解決に向けた児童への支援

いじめられた児童に対しては、早期に時間をかけて事実関係を聴取する。いじめられた児童の安全安心を確保するとともに、児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作り、できる限り不安を除去する。

いじめたとされる児童やそれを目撃していた児童からも早期に時間をかけて事実関係の聴取を行い、いじめの有無を確認する。ただし、事実確認をしている最中でも、児童への心的配慮を行う。いじめが確認された場合には、組織的に連携していじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、いじめを起こした背景にも配慮し、いじめた児童の継続的な支援にあたる。

なお、事実関係の調査の結果、いじめの事実が明確でない場合においても、いじめを受けた（あるいは目撃した）と訴える児童がいる限り、何らかの人間関係上の問題が生じていると考えられるため、関係する児童たちの間の必要な調整を行う。また、その訴えが、何らかの不安を抱えていることから生じたものである可能性も考慮し、事実確認ができないとしても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門的知識を有するものも含めた組織的な対応を検討する。

③ 保護者への適切な説明と支援

事実関係の把握後は、両方の保護者に迅速に連絡する。事実に対する保護者の理解を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を進める。

④ 学級、学年全体及び学校全体への働きかけ

いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせる。学級での話し合い活動等を通して、いじめは絶対に許されない行為であり根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

(2) インターネットを通じて行われるいじめの事案に対処する体制の整備

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。その際には、状況に応じて法務局や所轄警察署に協力を求める。

早期発見のために、県のネットパトロールを利用して被害の拡大を防ぐ。また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や携帯電話等のメールを利用したいじめなどについては、発見しにくいことから、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも理解を求める。

(3) 重大事態への対処（調査・措置）

いじめの重大事態については、国・県の基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省。以下「ガイドライン」という。）」その他の指針に基づき適切に対応する。

① 重大事態の定義（法第 28 条第 1 項）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

イの「相当の期間」とは年間 30 日の欠席を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記に関わらず学校又は教育委員会の判断により、迅速に事実確認、基本調査に着手する。

また、児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして、基本調査・報告を行う。

② 重大事態の発生確認・報告・情報共有

学校は、重大事態に至る可能性がある場合「いじめ対策委員会」を中心に、直ちに事実関係の確認、情報収集を行い、現況や対応状況等について教育委員会へ報告（第一報）する。

教育委員会は、学校からのいじめに関する報告（第一報）や、毎月報告される「いじめ事案報告書」における案件、保護者等からの相談内容などについて、重大事態が発生したと認める場合（生じた疑いがある場合を含む。）、学校からの各種情報や、いじめ防止専門委員会、子育て支援課その他関係部署と共有した情報に基づき、市長に報告する。

報告内容は、発生した事実（5W1H のポイントで）、当事者である児童の現況、保護者への連絡の状況、周囲にいた児童及び他の在校生の状況等である。

③ 重大事態の調査主体とその目的

法やガイドライン等に基づき、教育委員会は、当該重大事態の内容や経緯、対応状況等を考慮し、調査主体を学校とするのか、教育委員会（学校の設置者）とするのかについて、事案に応じ判断する。

重大事態に係る調査には、学校又は教育委員会の附属機関が行う調査、市長の附属機関が行う並行調査及び学校又は教育委員会の附属機関が行った調査結果の調査（再調査）がある。

重大事態の調査の目的は、この重大事態に適切に対処するためであり、同種の事態の再発防止に活かすためである。

④ 学校及び教育委員会の対処

ア 学校はいじめを受けた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめた児童生徒に指導を行い、いじめ行為をとめる。必要がある場合は、いじめを受けた児童生徒との分離を図る。

イ 調査主体となった学校又は教育委員会は、次のとおり適切に対処する。

1) 学校が調査主体となる場合

学校は、法第 22 条に基づき学校に設置する「いじめ対策委員会」を母体として、事実関係を明確にするための調査、当該事案への対処、再発防止策の検討等を行う。教育委員会は、学校に対し調査にあたっての助言や指導、専門家の派遣などの人的措置その他必要な支援を適切に行う。

2) 教育委員会が調査主体となる場合

教育委員会は、附属機関である「可児市教育委員会いじめ重大事態調査委員会（以下「調査委員会」という。）」に諮問し、調査委員会は重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査、当該事案への対処、再発防止にかかる提言等を行う。

調査委員会による調査体制は次のいずれかとする。

a 委員（任期 2 年）全員による調査

b 臨時委員（重大事態が複数発生した場合やより適した人物による調査が必要な場合など、上記委員とは別に事案ごとに 3 人以内で教育委員会が委嘱する委員をいう。）を加えて行う調査

c 指名委員（重大事態の内容、児童生徒の現況等を勘案し適当と認めるときに、調査委員会が委員のうちから指名する者をいう。）による調査

ウ 学校又は教育委員会（調査委員会を含む）は、調査の実施前にいじめられた児童生徒、その保護者及びいじめた児童生徒、その保護者に対し、次の事項について説明する。説明を行う主体は、調査主体や事案の状況に応じて適切に判断する。

a 調査の目的・目標

b 調査主体（組織構成、人選）

c 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

d 調査事項（いじめの事実関係、教育委員会及び学校の対応等）

e 調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）

f 調査方法（アンケート調査・聴き取りの方法、手順）

g 調査結果の提供（被害・加害側に対する提供、個人情報保護に照らした調査票原本の扱い等）

エ 調査主体が教育委員会の場合にあっては、学校は調査委員会に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を行う。

オ 学校又は調査委員会は、調査等の進捗状況、結果について遅滞なく教育委員会に報告する。

カ 学校又は教育委員会は、いじめられた児童生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係（判明した事実、それぞれの児童生徒に行った指導やケアの内容、今後の取組、見通し等）について、適時・適切な方法で報告、説明する。その際、いじめた児童生徒及びその保護者への情報提供に係る方針についても改めて確認し、それに基づき加害者側に情報提供を行う。

キ 教育委員会は、調査結果について適宜市長に報告する。

ク 学校は、調査結果を受けて、当事者の児童生徒、学級・学年全体及びその他全校の児童生徒への支援・指導を行うとともに、再発防止のための措置を行う。

ケ 教育委員会は、自らの権限及び責任において、調査等に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

4 いじめの「解消」と当事者へのケア（見守り）

一旦いじめ行為が止まり収まったと判断した場合でも、再発したり新たないじめが起こったりする場

合があるので、当事者の子どもたちへのケア（見守り）を継続的に行う。

（１）継続的な指導

いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、環境の確保を図る。必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりする方法も考える。児童の状況に応じて、心理や福祉等の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、教育相談担当による相談、外部専門家による支援等の協力を得る。場合によっては、いじめられた側、いじめた側の両者のカウンセリングを行い、再発を防ぐようにする。

（２）いじめの「解消」の目安

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

（３）継続的な見守り

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることをふまえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

Ⅲ その他の対策の具体的な内容

１ いじめに対する学校の「いじめ対策委員会」の設置と取組

（１） 法第 22 条に基づき、「いじめ対策委員会」を設置する。

（２） 『いじめ対策委員会』のメンバー

校長 教頭 教務主任 ◎生徒指導主事 養護教諭 該当学年主任 該当学級担任
(教育相談担当 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー)

（３） 『いじめ対策委員会』の役割

① 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証

各取組が計画通りに実施されるよう、準備段階から進捗状況を把握し、必要に応じて助言や支援を行う。

② 教職員の共通理解と意識啓発

年度初めの校内研修(職員会議)の場で、全ての職員に対して基本方針の主旨や理解しておいてもらいたい点について説明する。「取組評価アンケート」の分析結果や改善点等についても周知する。

③ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

学校基本方針について、児童や保護者・地域に対して、その主旨や理解しておいてもらいたい点について説明する。(学校報 HP を利用する)

④ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約

面談等が予定通りに進んでいるかの進捗状況の把握や、どのような相談事例があるのかの集約をする。

- ⑤ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
教職員が気づいた児童の変化に関する情報を集約・整理する。
- ⑥ 発見されたいじめ事案への対応
事案に対する事実確認を行い、今後の対応を決めて実行する。すべての教職員に対しても必要な情報を提供する。
- ⑦ 対応する者の決定
事案に対応する者を決定する。必要に応じて、構成員を限定したり増やしたりする。
- ⑧ 重大事態への対応
重大事態フロー図に従い、市教育委員会の判断に応じて動く。
児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして早期に報告・調査等に当たること。
- ⑨ 一定期間終了後の検証と見直し
PDCA サイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには「取組評価アンケート」を実施する。その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたかを検証する。
- ⑩ 「暴力行為等防止支援員」による学校への支援
暴力行為の未然防止と早期対応を図るため、「暴力行為等防止支援員」を要請し、児童や保護者への対応や教職員に対する助言等を受ける。

2 学校評価

学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

教員評価では、日頃から児童の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。

3 地域や家庭との連携

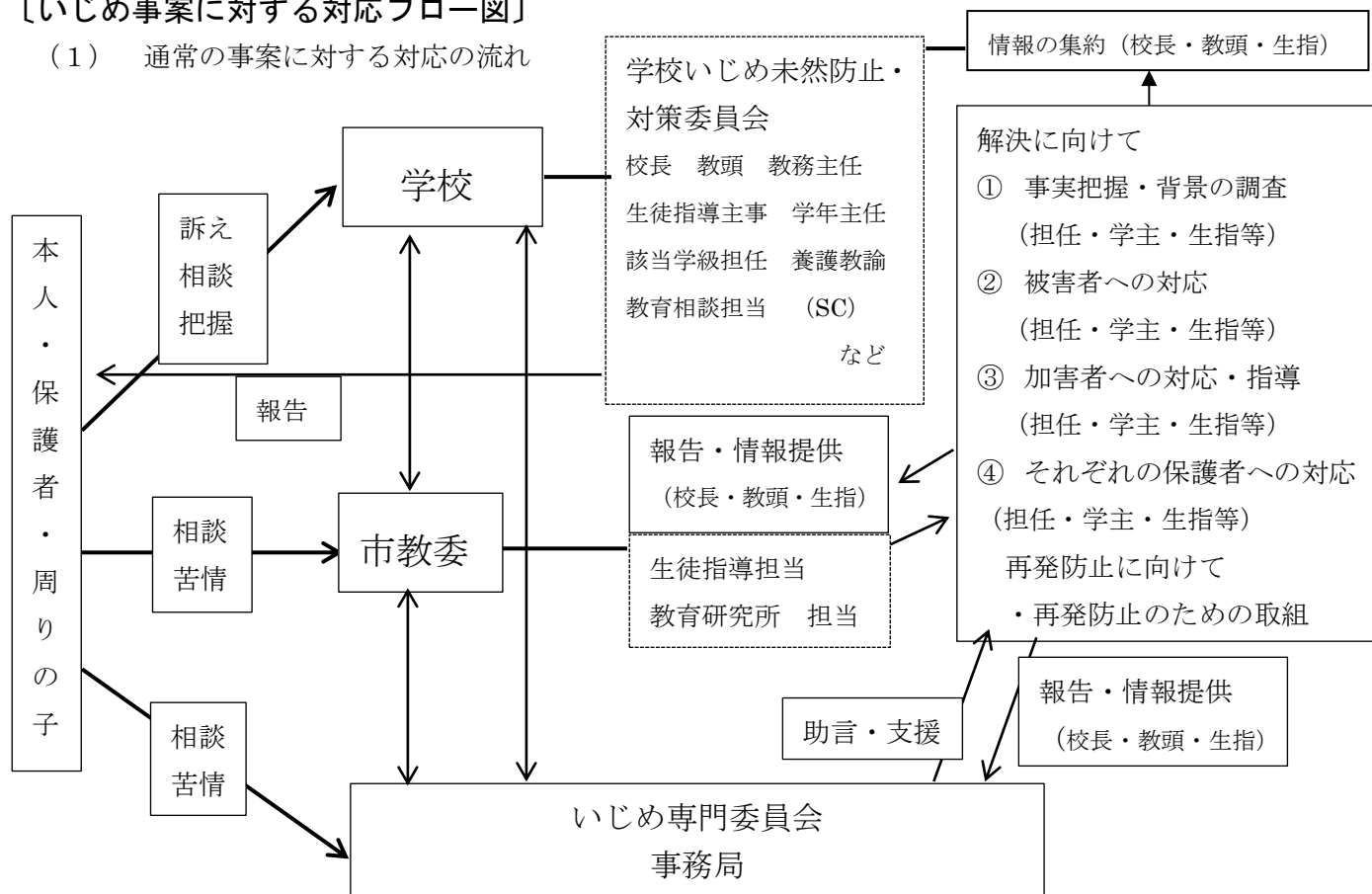
- ① 学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへ掲載、その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ② 学校評議員会を活用し、地域の方からの意見を取り入れ、地域と連携した対策を推進する。

4 基本方針の検証及び見直し

この基本方針は、可児市のいじめ防止基本方針と照らし合わせて策定するとともに、必要に応じていじめ対策委員会により検証と見直しを図る。

〔いじめ事案に対する対応フロー図〕

(1) 通常の事案に対する対応の流れ



(2) 重大事態に対する対応

